

平成 22 年 10 月 7 日

各 位

マネックスグループ株式会社
代表取締役社長 CEO 松本 大
(コード番号 8698 東証第一部)

売出株式数の決定及び主要株主の異動に関するお知らせ

平成 22 年 9 月 21 日開催の当社取締役会において決議いたしました当社株式の売出しに関し、引受人の買取引受による売出しのうち海外投資家に対する販売に関して売出人が引受人に付与した、23,250 株を上限として追加的に当社普通株式を買取引受けする権利（以下「追加買取権」という。）につきまして、その全部につき行使されないこととなりましたので、お知らせいたします。この結果、当社の主要株主の異動後の議決権の数（所有株式数）等が確定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 追加買取権の行使により取得される株式数

0 株

<ご参考>

引受人の買取引受による売出株式数

下記①及び②の合計による当社普通株式 480,000 株

① 引受人の確定的な買取引受けの対象株式として当社普通株式 480,000 株

② 追加買取権の行使により取得される当社普通株式 0 株

なお、上記①に記載の売出株式数のうち 155,000 株が欧州を中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。

ご注意： この文書は、いかなる証券についても投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式売出しに係る売出株式数及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 主要株主の異動について

(1) シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	616,419 個 (616,419 株)	20.62%	第 2 位
異動後	136,419 個 (136,419 株)	4.36%	第 3 位

※ 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数

異動前 1,318 株（子会社保有株式 1,318 株）

異動後 0 株（子会社保有株式は計算上、控除していません）

※ 平成 22 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 2,991,120 株

異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 22 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数に平成 22 年 9 月 21 日に発行を決議いたしました新株式 140,000 株を加味して算出しております。

また、平成 22 年 9 月 21 日に決議いたしましたオーバーアロットメントによる売出しに係るグリーンシューオプションの行使により、当該株主の所有株式数は上記株式数よりさらに最大で 69,750 株減少する可能性があります。

(2) 異動予定年月日

平成 22 年 10 月 13 日(水)

以 上

【お問合せ先】

マネックスグループ株式会社

社長室 コーポレートコミュニケーション担当 久保田 電話 03-6212-3750

ご注意： この文書は、いかなる証券についても投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式売出しに係る売出株式数及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。